

遊漁船業の適正化に関する法律に関する不利益処分等の事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号、以下「法」という。）に基づく不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に基づき、遊漁船業者及び遊漁船業団体に対してとるべき行政処分の基準及び事務処理に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意味は、次のとおりとする。その他、この要領において使用する用語は、法及び行政手続法の例による。

一 行政指導

行政手続法第2条第6項に定める「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」をいう。

二 不利益処分

行政手続法第2条第4項に定める「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」をいう。

三 不利益処分等

行政指導及び不利益処分をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、法第20条、第21条第1項各号、第26条及び第27条の規定に基づく処分に適用する。

(不利益処分等の適用)

第4条 不利益処分等については、遊漁船業者である法人又は人、及び遊漁船業団体に対して行う。

(不利益処分等の基準)

第5条 行政指導は、遊漁船業者である法人又は人、あるいは遊漁船業団体が法の規定に違反している状態又は違反するおそれがある状態であつて、速やかに改善が可能な場合に行う。

2 不利益処分は、次に掲げる処分基準により行う。

一 業務改善命令（法第20条）

前項の行政指導に従わず、次のいずれかに係る違反等が改善されない場合、又は利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときに命ずるものとする。

ア 法第6条第1項第14号、第15号及び16号

イ 法第7条第1項

ウ 法第8条

エ 法第12条

- オ 法第 14 条第 1 項及び第 2 項
- カ 法第 15 条
- キ 法第 16 条
- ク 法第 17 条第 1 項及び第 2 項
- ケ 法第 19 条
- コ 法第 23 条

二 事業停止命令（法第 21 条）

前号の命令に従わない場合及び法第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、別表により、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

三 登録の取消し（法第 21 条）

前号の命令に違反した場合、前号の命令を受けた者が登録期間中に前号の命令に相当する違反をした場合、又は次のいずれかに該当する場合に、その登録を取り消すものとする。

- ア 法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 8 号から第 13 号
- イ 法第 18 条第 1 項及び第 2 項
- ウ 法第 21 条第 1 項第 2 号

四 改善命令（法第 26 条）

遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認める場合に、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

五 指定の取消し（法第 27 条）

前号の命令に違反した場合に、その指定を取り消すものとする。

3 次のいずれかに該当する場合には、第 1 項の行政指導を経ることなく直ちに不利益処分を行う。

- 一 行政指導による改善が期待できない場合
- 二 利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から直ちに改善が必要な場合
- 三 過去に不利益処分を受けたことのある者が、最後に受けた処分の執行から 1 年を経過しない日に当該違反等をした場合

（事業停止命令期間）

第 6 条 事業停止期間については、別表を基準として、次に掲げる事由があるときは、違反の悪質性、情状を考慮の上、六か月以内の範囲内において加重又は軽減することができる。

一 処分を加重すべき事由とは、次のようなものをいう。

- ア 過去に処分歴がある者
- イ 複数の違反行為を行った者
- ウ 法令違反行為が計画的であること
- エ 法令違反に対する改悛の情が見られず、業務に対する改善措置が不十分であること
- オ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められるもの

二 処分を軽減すべき事由とは、次のようなものをいう。

- ア 法令違反に対する反省があり、業務の適正化に努力をはらう見込みがあること
- イ 他に重要な法令違反行為が認められないこと
- ウ 被害者の損害が回復されていること

(命令等の履行確認)

第7条 業務改善命令の不利益処分を行ったときは、改善を命じた事項について、改善報告書を提出させるとともに、現地調査等によりその履行状況を確認する。

2 事業停止命令の不利益処分を行ったときは、現地調査等によりその履行状況を確認する。

(告発)

第8条 業務改善命令又は事業停止命令の命令事項の履行がない場合で、法の罰則規定の条文に該当するときは刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条に基づく告発の手続きを執るものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第9条 不利益処分をしようとする場合には、行政手続法及び愛知県聴聞手続規則（平成6年規則第84号）の規定に基づき、手続を執るものとする。

(不利益処分の公表)

第10条 第5条第2項第1号、第2号、第3号及び第5号の不利益処分を行った場合は、その事実を公表する。

(関係機関への連絡)

第11条 第5条第2項の不利益処分を行った場合は、必要に応じ、その処分の内容について、関係する都道府県及び海上保安機関等に連絡する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成20年10月16日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

No.	違反の内容		処分内容	罰則	
	内 容	遊漁船業の適正化に関する法律該当条項		内容	該当条項
1	変更の届出義務違反	第7条第1項	事業停止30日	100万円以下の罰金	第35条第1号
2	業務規程の変更届出義務違反	第8条	事業停止30日	100万円以下の罰金	第35条第2号
3	廃業等の届出義務違反	第10条第1項		50万円以下の過料	第38条第1号
4	遊漁船業務主任者の選任義務違反	第12条	事業停止60日	100万円以下の罰金	第35条第3号
5	遊漁船業務主任者の職務遂行義務違反	第12条	事業停止30日		
6	気象情報の収集等義務違反	第14条	事業停止30日		
7	利用者名簿の備置義務違反	第15条	事業停止15日	30万円以下の罰金	第36条第1号
8	周知義務違反	第16条	事業停止15日		
9	標識の掲示義務違反	第17条第1項	事業停止15日	30万円以下の罰金	第36条第2号
10	名義貸禁止違反	第18条第1項	登録取消	3年以下の懲役 300万円以下の罰金	第33条第3号
11	事業貸渡等禁止違反	第18条第2項	登録取消	3年以下の懲役 300万円以下の罰金	第33条第4号
12	事故の報告義務違反	第19条	事業停止15日	50万円以下の過料	第38条第2号
13	利用者の安全・利益、漁場の安定的利用を害する事実があると認めるとき	第20条	業務改善命令		
14	業務改善命令違反 (利用者の安全に係るものに限る)	第21条第1項第1号	事業停止15～60日	1年以下の懲役 150万円以下の罰金 (法人)1億円以下の罰金	第34条第1号 (法人)第37条第1号
15	業務改善命令違反 (利用者の安全に係るものを除く)	第21条第1項第1号	事業停止15～60日	100万円以下の罰金	第35条第4号
16	事業停止命令違反	第21条第1項第1号	登録取消	1年以下の懲役 150万円以下の罰金	第34条第2号
17	不正手段による登録	第21条第1項第2号	登録取消	3年以下の懲役 300万円以下の罰金	第33条第2号
18	登録拒否要件(法第6条第1項第2号、及び第8号から第13号)に該当	第21条第1項第3号	登録取消		
19	登録拒否要件(法第6条第1項第14号)に該当	第21条第1項第3号	事業停止60日		
20	登録拒否要件(法第6条第1項第15号)に該当	第21条第1項第3号	事業停止60日		
21	利用者の安全及び利益に関する情報の公表義務違反	第23条	事業停止15日	50万円以下の過料	第38条第3号
22	遊漁船業団体の財産状況、業務運営の改善が必要と認めるとき	第26条	改善命令		
23	遊漁船業団体の改善命令違反	第27条	指定取消		
24	報告及び立入検査拒否等	第29条第1項	事業停止45日	100万円以下の罰金	第35条第5号

*1 累犯について………登録期間中で2犯目から即取消

*2 併合犯について………併合犯の場合はどちらか重い方を採用する。